平成２２年（フ）第１７０号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2335番地４
破産者　小芦　靜子
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第５９号
埼玉県吉川市きよみ野５丁目24番地９、破産手続開始時の住所埼玉県吉川市大字吉川650番地
破産者　小野　浩司
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６号
新潟県長岡市軽井沢1095番地
破産者　茨木トシ子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第１３号
岐阜県大垣市南切石町２丁目60番地
破産者　安達　正恭
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第６１０号
愛知県江南市後飛保町前川69番地
破産者　白井　浩一
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４７号
愛知県江南市石枕町神明147番地
破産者　大平　雅一
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２５８号
愛知県一宮市萩原町萩原字中道18番地１　レインボー第２萩原202号
破産者　原田　真一
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１５６号
滋賀県守山市今宿２丁目９番17号　トワイライト・アヴェニュー203号室、住民票上の住所滋賀県大津市坂本１丁目10番41号
破産者　川又　一芳
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７４号
滋賀県栗東市手原５丁目５番31―201号
破産者　長阪　　静
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１７号
愛媛県喜多郡内子町内子880番地
破産者　鶴井　敏明
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

平成２１年（フ）第１３６号
福岡県大牟田市青葉町12番地８　ヴェルデュールめがね橋407号
破産者　塩塚フミ子
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第１０１号
宮崎県都城市志比田町832番地３
破産者　吉永　建志
1　決定年月日　平成22年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７１号
沖縄県沖縄市泡瀬１丁目37番１号
破産者　久米　清次
1　決定年月日　平成22年９月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５１号
静岡市駿河区みずほ１丁目31番地の15
破産者　杉山　　泉
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０２３号
名古屋市南区中江２丁目１番19号　メゾン中野101号
破産者　岡山　保子
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５６７号
愛知県尾張旭市北本地ヶ原町３丁目22番地
破産者　細谷　和雄
1　決定年月日　平成22年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２号
宮城県塩竈市赤坂21番24号
破産者　千葉富美子（旧姓齊藤）
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第１７４２号
宮城県塩竈市清水沢３丁目25番２―811号県営清水沢住宅８号、開始決定時の住所宮城県塩竈市新浜町２丁目17番８号
破産者　佐藤　吉光
1　決定年月日　平成22年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係